平成20年4月航空局航空機安全課

#### 1. 背景

耐空証明の有効期間は、航空法(以下「法」という。)第 14 条において 1 年と定められていますが、航空運送事業の用に供する航空機については、同条ただし書きにおいて、国土交通大臣が定める期間とする旨定められています。

具体的には、航空機安全課長通達「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間について」において、航空機及びこれを使用する航空運送事業者の整備体制が一定の基準を満たす場合にあっては、当該航空機の耐空証明の有効期間を当該航空運送事業者の整備規程の適用を受けている期間と定めてきたところです(以下、この方式に基づき交付される耐空証明を「連続式耐空証明」という)。

これまで連続式耐空証明は大手航空会社に対して交付されていたところですが、昨今、 その他の航空運送事業者にあっても、整備規程上は大手航空会社と同様の信頼性管理方式 に基づく整備体制を採用し、当該整備体制の下で相当の運航実績を有するところが出現す るなど状況の変化が生じてきたところです。

上記の状況の変化に鑑み、航空運送事業者に対して新規に連続式耐空証明を交付する場合の詳細な審査が可能となるよう、上記通達を改正し、連続式耐空証明交付に関する詳細 基準を設定することとしています。

## 2. 概要

連続式耐空証明の交付基準については、従来より、航空機の設計や使用条件及び事業者の整備体制について追加的な要件を求める(追加的要件)とともに、整備業務を適切に実施できていることを国に対して事前に実証すること(実証要件)を求めてきたところです。

今回の改正においては、連続式耐空証明の維持の観点から追加的要件の内容を一部見直すとともに、実証要件を明確化するほか、連続式耐空証明交付後にこれを維持するために事業者が実施すべき業務を明示する予定です。主な改正内容は以下のとおりです。

## (1) 追加的要件の改正概要

連続式耐空証明の維持に必要な技術管理体制を確保するため、技術管理に関する専従 部門の保有を求めるとともに、整備規程に従った整備作業の適確な実施を担保するため、 法的に義務付けられた航空機(法第19条第1項の航空機)以外の航空機についても法第20 条第1項第4号の能力について国の認定を受けた事業場(航空機整備改造認定事業場)に おける整備及び確認の実施を求める予定です。

#### (2) 実証要件の改正概要

連続式耐空証明を受けようとする事業者が実証すべき要件の内容を以下のとおり明確化する予定です。

- ① 信頼性管理方式の適切性
  - 信頼性管理方式が有効に機能していることを実証するための指針を国際基準 (ICAO、 米国及び欧州)の内容も踏まえ設定
- ② 技術管理業務の適切性
  - ・当局及び航空機・発動機の製造者が発行した資料に基づき適確かつ迅速な評価の実施を実証するための評価期間基準等を設定
  - ・個々の機材不具合発生時における要因分析及び再発防止策の策定を適確な実施の実 証

- ③ 航空機・装備品の適切な管理 航空機及び主要な装備品について、使用時間等、SB 等実施状況及び改修状況の適切な 管理の実施を実証
- ④ 耐空証明検査の適正な受検 法第20条第1項第3号についての能力を有する事業場(航空機整備検査認定事業場) である場合を除き、耐空証明検査を適正に受験していることを実証
- ⑤ 整備管理、整備作業等において最近重大な不備がないこと

# (3) 連続式耐空証明交付後の業務の明確化

措置状況等)を報告することを明確化

連続式耐空証明の交付を受けた事業者については、従来から以下に掲げる業務の実施が求められているところですが、その業務内容を明確化する予定です。

- ① 定期的な耐空性の確認 連続式耐空証明交付後に事業者が実施すべき定期的な耐空性の確認内容を明確化
- ② NHF (Normally Hidden Function) 飛行試験 地上における整備要目又は通常の運航では確認できない NHF 関連システムの機能の信頼性を航空機の型式毎に確認するためにサンプリングによる飛行試験(NHF 飛行試験)の詳細基準・手順を明確化
- ③ 定例会議での報告 国と事業者間で定期的に開催される会議(定例会議)において、連続式耐空証明交付 基準への適合状況(信頼性管理方式実施状況、技術管理業務状況、機材不具合の是正

## 3. スケジュール(予定)

平成20年6月下旬を目途に航空機安全課長通達「航空運送事業の用に供する航空機の 耐空証明の有効期間について」を改正する予定です。